

新旧対照表

○神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則

新	旧
別表第1（第4条、第6条関係）	別表第1（第4条、第6条関係）
（略）	（略）
<p>備考 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものに平成23年3月11日から令和8年3月31日までに貸し付けた経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金に係る償還期間及び据置期間については、この表の償還期間等の欄中「7年」とあるのは「10年」と、「1年」とあるのは「4年」と、「9年」とあるのは「12年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「4年」とあるのは「7年」と、「2年以内」とあるのは「5年以内」と、「5年」とあるのは「8年」と、「10年」とあるのは「13年」と、「12年」とあるのは「15年」とする。</p>	<p>備考 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものに平成23年3月11日から令和7年3月31日までに貸し付けた経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金に係る償還期間及び据置期間については、この表の償還期間等の欄中「7年」とあるのは「10年」と、「1年」とあるのは「4年」と、「9年」とあるのは「12年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「4年」とあるのは「7年」と、「2年以内」とあるのは「5年以内」と、「5年」とあるのは「8年」と、「10年」とあるのは「13年」と、「12年」とあるのは「15年」とする。</p>